

## 令和6年第1回広域紋別病院企業団議会臨時会会議録（第1日）

### 1 開会日時

令和6年12月17日（火）

開会 午後3時00分

### 2 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 議案第1号 令和6年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第2号 広域紋別病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第3号 広域紋別病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

### 3 出席議員（10名）

議長	山崎彰則君	副議長	竹内清君
2番	喜多俊晴君	3番	佐藤昌樹君
4番	田中勝彦君	5番	宮川法親君
6番	飯田弘明君	7番	森田寛君
9番	大友浩芳君	10番	柳原浩之君

### 4 欠席議員（なし）

### 5 説明員

企業長	宮川良一君	事務局長	長谷川哲也君
事務部参事	新川岳君	総務課長	荒木健一君
施設用度課長	齋藤知樹君	医事課長	西塔信弥君
経営企画課長	平塚健次君	総務係長兼職員係長	沼田英章君
財務係長	河本恵一君	施設用度係長	中橋正博君
医事課主査	中村みき君	監査委員	村井毅君
書記	嘉島昌司君		

### 6 議会出席職員

書記長	佐藤健吾君	書記	細川貴志君
書記	藏谷隆文君	書記	石川夢菜君

午後3時0分 開会

○議長（山崎彰則君） ただいまより本日をもって招集されました令和6年第1回広域紋別病院企業団議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は、ただいまのところ10名であります。よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、3番佐藤昌樹議員、10番柳原浩之議員の両名を指名いたします。

ここで、書記より諸般の報告をいたさせます。

藏谷書記。

○書記（藏谷隆文君） ご報告を申し上げます。

まず、本日の配付文書でございますが、本臨時会審議日程表、本日の議事日程、説明員等報告を配付してございます。

次に、本日の議事日程ですが、日程第1から第4までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎彰則君） ここで、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。

宮川企業長。

○企業長（宮川良一君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第1回広域紋別病院企業団議会臨時会の開会に当たり、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。また、日頃より、当院の運営につきましては多大なるご支援、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今年度におきましては、常勤医師12名と大変厳しい状況からのスタートとなりましたが、多くの非常勤医師の協力をいただきながら、現行の診療体制を維持し、10月には総合診療科の常勤医師も着任したところであり、入院患者数においては、累計では昨年度と同等、11月に限っては過去最高の実績となっております。

しかしながら、非常勤医師の報酬などの人件費の増加や、開院から10年を経過し、医療機器や庁舎関係の修繕も増加していることから、経営環境は変わらず厳しいものとなっておりますが、地域住民の皆様が安心できる診療体制の確保に努めてまいります。

引き続き、当院の運営並びに西紋別地域の医療の充実につきまして、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたします議案の概要についてご説明を申し上げます。

議案第1号は、令和6年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、予算第3条で定める収益的支出において増額補正するもの及び予算第4条で定める資本的収入及び資本的支出において増額補正するものであります。

次に、議案第2号は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準拠した広域紋別病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

次に、議案第3号は、こちらも人事院勧告による国家公務員の給与改定に準拠した広域紋別病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてであります。

以上、本臨時会に提案いたします議案3件の詳細につきましては、議事日程に従い事務局長がその都度ご

説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（山崎彰則君） これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、議案第1号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

長谷川事務局長。

○事務局長（長谷川哲也君） それでは、議案第1号令和6年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算実施計画のページをお開き願います。

既決予算第3条で定めた収益的支出において、既決予定額に1億7,580万5,000円を追加し、支出の総額を46億5,290万4,000円にしようとするもので、1項医業費用1億7,580万5,000円を追加し、45億1,103万6,000円にしようとするもので、1目給与費1億5,365万5,000円の追加は、人事院により国家公務員の給与改定が勧告されたことに伴う給与改定などによる増であります。

3目経費2,215万円の増額は、眼科手術応援の増による報償費の増、出張医の増による費用弁償旅費の増及び医療従事者確保における運営旅費の増による旅費の増、臨床研修医、災害医療従事者の増による職員被服費の増、臨床研修医の増による食糧費の増、医療機器、庁舎管理設備修繕の増による修繕費の増及び地域医療連携ネットワークシステム導入経費の支出科目補正等による委託料の減であります。

次に、既決予算第4条で定めた資本的収入において、既決予定額から500万円を増額し、収入の総額を4億7,887万円にしようとするもので、3項補助金500万円を増額し、500万1,000円にしようとするもので、1目同額の増額は、地域医療情報連携ネットワーク構築補助事業の増であります。

また、資本的支出において、既決予定額から500万円を増額し、支出の総額を7億5,598万9,000円にしようとするもので、1項建設改良費500万円を増額し、3億8,861万8,000円にしようとするもので、1目固定資産購入費同額の増額は、地域医療連携ネットワークシステム導入経費の支出科目補正であります。

ここで、議案第1号第4条にお戻り願います。

第4条において、既決予算第8条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費の既決予定額に1億5,365万5,000円を追加し、25億5,341万3,000円にしようとするものであります。

以上でご説明を終わりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎彰則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

長谷川事務局長。

○事務局長（長谷川哲也君） ただいま上程されました議案第2号広域紋別病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準拠し、条例において定める企業長の期末手当に関する規定について所要の改正をしようとするものでございます。

以上で提案理由のご説明を終わりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎彰則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

長谷川事務局長。

○事務局長（長谷川哲也君） ただいま上程されました議案第3号広域紋別病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準拠し、条例において定める一般職の任期付職員の給与月額について所要の改正をしようとするものでございます。

以上で提案理由のご説明を終わりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎彰則君） 質疑を行います。

喜多議員。

○2番（喜多俊晴君） その前の、今、承認を得られました議案第2号もそうなんですけれども、広域紋別病院企業団の給与に関して、国家公務員の給与改定に準拠するというご提案だったんですけれども、この企業団の職員給与に対する取決めの中で、どこの部分でこのものが確認をされているのでしょうか。

○議長（山崎彰則君） 長谷川事務局長。

○事務局長（長谷川哲也君） お答えいたします。

企業団の給与の規定がどのような形で取り決められているかという理解でよろしかったでしょうか。

基本的に、今、企業団の職員の給与の規定につきましては、条例ではなく規程になっているんですけれども、給与表の設定につきましては、国家公務員の給与表、人事院勧告で出ている給与表を使っております。

医療職、一般職ともに、国家公務員の給与表をそのまま使わせていただきますので、地方公務員の給与と一般的に同様の給与表ということになってございます。

○議長（山崎彰則君） 喜多議員。

○2番（喜多俊晴君） 企業団というのは、別に国が運営をしている病院でもありませんし、規則として、あるいは、そういうもので国家公務員のものを準拠するということは明確に書かれているんですか。それとも、そういうものをただ慣例的に使っているのか、そのあたりを確認をしたかったんですけれども。

○議長（山崎彰則君） 長谷川事務局長。

○事務局長（長谷川哲也君） お答えいたします。

都道府県ですと人事委員会を持っていますので、一応、その都道府県ごとの人事委員会で国家公務員の給与、人事院に勧告された給与に基づいて各人事委員会が勧告するという形なんですけれども、市町村及び私どものような一部事務組合の場合は、基本的には人事院に出てきた給与の勧告に準拠させていただいて改正させていただいているということになってございます。

○議長（山崎彰則君） 喜多議員。

○2番（喜多俊晴君） 三回目なんで。そういう形というのも理解はできるんです。ただ、前回の一般質問でも質問させていただきましたけれども、非常に厳しい経営状況の中で、職員の給与については、これはもう自動的に準拠するんだと。だから、そこには手をつけられないんだという部分が、じゃあどこまで、どこの職員まで当てはまるのかと。

企業で働いていらっしゃる職員は、公務員ではありませんよね。そういう中で、経営ということを考えたときに、もうこの企業団は、いわゆる給与というものに対してはもう手をつけられないんだという我々の解釈をしなければならないのか。ない袖は振れないという、民間だとそういうことになるんですよ。かなり厳しい経営状況の中でも、やはりここはもう絶対に触れない、そういう決まりとなっていて、こういうことになっているのか、その辺の規則として、あるいは取決めとしてこれは当たり前のことなんだよと。例えば、市役所の職員なんかは公務員ですから、そこでの決めというのはあると思うんですけれども、そのあたりの企業団としての決め、上げることをいいとか悪いとか、そういうことを言っているのではなくて、企業団としての取決めという部分についてご答弁いただければと思います。

○議長（山崎彰則君） 長谷川事務局長。

○事務局長（長谷川哲也君） お答えいたします。

各市町村を含めて、我々の一部事務組合も特別地方公共団体ということで一つの公共団体ではございません。

基本的な考え方は、先ほど申しましたけれども、毎年的人事院勧告に準拠して上ったり下がったりということを勧告どおりやっているわけですが、いろんな各地方の市町村がございまして、給与については、例えば北海道が以前、一律の10%カットだとか、地方公共団体の判断、各団体の判断によって行われることもあるということは理解はしております。

あと、今年につきましては、診療報酬改定の中で、ベースアップ改定というのがございまして、要するに診療報酬を上げるためには、職員の給与が上がらないと診療報酬が上がらないという、今、仕組みになってございます。今回の改定につきましては、平均の給与改定率を上回っていないと、診療報酬を逆に返さなければならないというような状況で、病院はちょっと今年は特殊な形になっているかとは思いますが、そういった形で、本来はベースアップした分を無条件に給与に反映しなきゃならないんですけれども、人事院勧告で勧告された分をそのベースアップに充ててもいいというような通達もございましたので、今回はその人事院勧告で増額した分をベースアップで上がった分というふうに報告をして対応したいと思ってい

たところでございます。

以上です。

○議長（山崎彰則君） 喜多議員、3回終わりましたけれども、よろしいですか。

ほかにごございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

令和6年第1回広域紋別病院企業団臨時会はこれをもって閉会いたします。

午後3時21分 閉会

以上、会議録の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員